

# 特集 刑の執行段階における被害者等の聴取・伝達制度に期待すること

公益社団法人全国被害者支援ネットワーク 理事長 ● 椎橋隆幸

令和4年(2022年)6月、刑法等一部改正法(刑事収容施設法、少年法、更生保護法等の改正が含まれる)が成立・公布された。改正法は、受刑者等(在院少年等を含む)につき、被害者等(犯罪により害を受けた者およびその家族または遺族)から、被害者等の心情等(被害に関する心情、被害者等の置かれている状況または当該受刑者の生活及び行動に関する意見)を述べたい旨の申出があったときは、原則として、当該心情を聴取するものとした。また、被害者等から聴取した心情等について、受刑者に伝達を希望する旨の申出があったときは、原則として、伝達しなければならない。さらに、刑事施設の長は、矯正処遇を行うに当たって、聴取した被害者等の心情を考慮しなければならない(刑事収容施設法85条、103条3項・4項、106条3項、少年院法23条の2第2項、24条4項、44条3項)。改正法の被害者等の聴取・伝達制度の目的は、被害者等の心情等を十分に配慮するとともに受刑者等の改善更生に資することである。

改正法の意義はどこにあるのであろうか。被害者等の心情への配慮と受刑者等の改善更生の実現という観点では、以前から更生保護の段階において仮釈放の許否に関する被害者等の意見聴取伝達制度が実施されていたし、また、矯正処遇においても「被害者の視点を取り入れた教育」(R4)が行われていた。その点で両者は重要な役割を果してきた。ただ、前者については、仮釈放の許否の審査は相当の長期間後になされることが多いため、制度目的がどの程度実現されるのか疑問を持たれていた。後者については、検討会での真摯な議論の中で、刑の執行開始直後からの継続的な指導の重要性が指摘されていた。そこで、改正法は矯正処遇の早い段階から被害者等の心情等の聴取伝達制度を制定した。被害者等は受刑中の加害者が自ら起こした犯罪につきどのような考え方を持っているのか、被害者等への反省や悔悟の気持ちは持っているのか分からずに不安定な状況に置かれたままでいたし、他方、加害者も被害者等の実情や心情等を直視しなければ反省や悔悟の情を深めたり、ましてや、謝罪や被害弁償という具体的な行動に繋がることは期待できない。矯正職員も被害者等に直接に接する機会はあまりなかったのである。改正法は、従来の制度に欠けていた穴を埋め、矯正処遇の早い段階から更生保護に至るまで継続して被害者等の心情等の聴取伝達制度を設けることによって被害者等への配慮(その結果が被害回復に結び付く可能性がある)と加害者の改善更生の実現を図り得るものとして意義がある。そのためには全国の各矯正機関間の情報

の引継ぎ・共用体制の構築が不可欠でその旨の規定が設けられている。

それでは、改正法の運用はどうなるのであろうか。法務省矯正局成人矯正課・少年矯正課の説明を見ると(これについては本誌2~3頁参照)、私見によれば、この問題を議論してきた法制審議会や刑事施設における被害者の視点を取り入れた教育検討会の主要な意見中の大方の意見と言ってよい見解を反映しており、改正法の趣旨に適ったものであると評価してよいと思われる。例えば、①聴取方法については、被害者担当官による対面での聴取のほか、オンラインによる聴取等も認められたり、聴取場所については、加害者収容施設やその近隣施設で実施する方法のほか、被害者等の居住地の近隣施設で実施することも認められたり等選択肢を幅広く提示して実施されることは利用しやすい制度として重要である。また、②聴取時に、被害者等が同性の職員の同席を希望した時には、できる限り配慮すること、聴取が原則で聴取しないこととするのはあくまで例外であること。③口頭で聴取した結果をまとめた心情等録取書の内容を確認すること。聴取した心情等につき加害者に伝達するかどうか、また、その際に加害者が述べたことについて通知を受けるかどうか、通知を希望する場合はその内容について確認すること。④心情等録取書等の加害者への伝達は原則であり、例外として、心情等の伝達により、加害者の精神の状況を著しく不安定にさせること、被害者等への逆恨みを生じさせることその他の理由によりその改善更生を著しく妨げる恐れがあるときなどには例外として伝達されない。⑤聴取伝達の対象犯罪を限定しない。聴取伝達の回数制限を設けない。これらは高く評価されてよい。

そのうえで、若干の期待を述べさせていただきたい。①聴取時に、被害者等の希望があるとき、その不安や緊張の緩和のためなど、相当と認められる場合には、被害者支援団体の職員等の同席を認めることができる、となるが、被害者等は不安や緊張していることがむしろ通常ともいえるので、原則として同席を認めるという方向で実務の運用をお願いしたい。②聴取場所については、各地の被害者支援センターを「近隣施設」として活用していただきたい。各センターでの聴取であれば被害者等は不安や緊張をあまり感じることなく心情等を述べることが出来るし、センターの職員の同席は容易である。特に、センターに事前に相談したことがある被害者等には最適の場所と思われる。③被害者支援団体の職員が付き添う場合、その交通費は支援センターが負担

するようだが、国の制度として運用するとき、その運用に必要な(不可欠な)人材の労力に係る費用は国が負担する方向に持っていくいただきたい。④被害者担当官は、被害者等の心情等を聴取伝達して受刑者の改善更生に繋げていくために、被害者等の実情を知り、被害者等の求めていること、受刑者に希望することなどを理解

することがますます重要となっている。被害者等への対応の仕方等につき、ネットワークと各センターは様々なプログラムを用意している。民間支援団体の研修を活用することを含め、機関間の連携・協力をより深めていただきたい。

以上

